

## 公布された規則のあらまし

### ◇建築基準法施行細則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第8条、第9条関係）

#### 2 施行期日

この規則は、令和7年7月1日から施行することとしました。